

# 令和6年度以降の介護予防支援サービス 事業者の指定について

～居宅介護事業所からの新規申請～

事業指導担当課 事業者指定担当

## 改正の趣旨

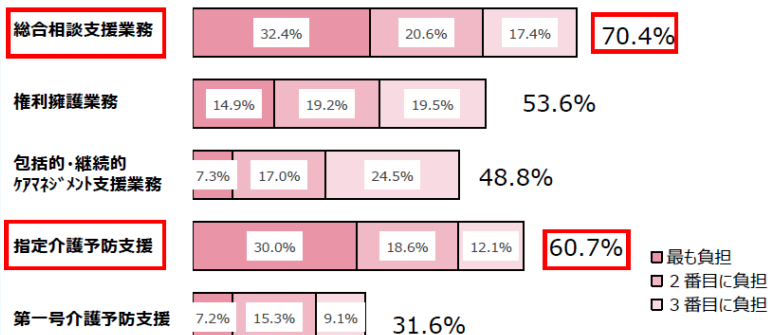
- 地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターへの期待や業務は増大。
- このため、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図る。

## 改正の概要・施行期日

- 要支援者を行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施できることとする。その際、指定を受けたケアマネ事業所は、市町村や地域包括支援センターとも連携を図りながら実施することとする。
- 地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部をケアマネ事業所等に委託することを可能とする。その際、委託を受けたケアマネ事業所は、市町村等が示す方針に従って、業務を実施することとする。
- 施行期日：令和6年4月1日

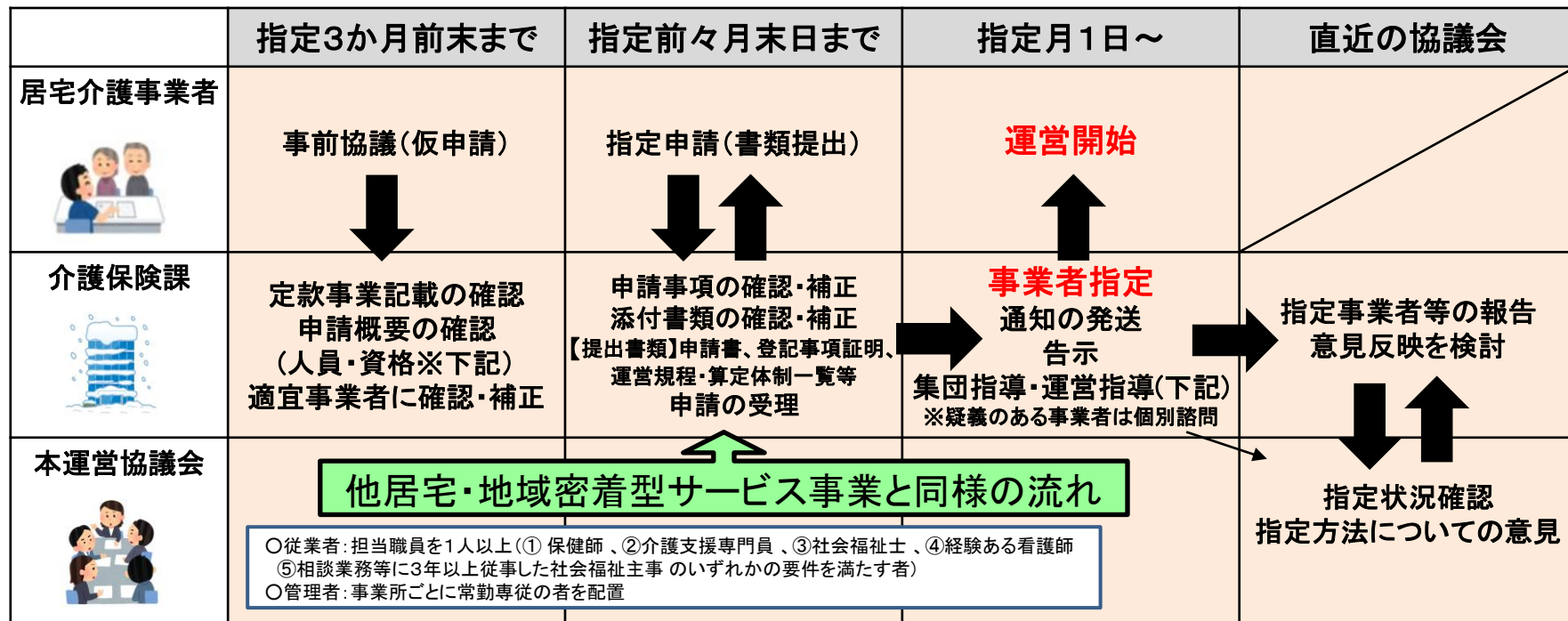
※令和5年5月19日交付済み

負担に感じる業務（上位3つまで） ※1037センターからの回答を集計



本市においても居宅介護事業所からの申請により、令和6年度から指定事務を開始

# 本市における介護予防支援サービスの新規指定の流れ



## 参考:本市における事業者指導体制

### ①集団指導

事業者に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案を始めとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。(状況によりオンライン)

### ②運営指導

【形態】⑦介護サービスの実施状況指導①最低基準等運営体制指導②報酬請求指導に関する内容について、原則、実地に行う。

【実施頻度】運営指導は、原則として、指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上行う。3年に1回以上の頻度を目標

### ③監査

事業者の事業の内容又は介護報酬の請求について、人員、設備及び運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合等に実施し、必要に応じ措置(行政処分等)を行う

介護予防支援サービスの指定にあたっては、意見反映のための措置を講じる必要がある

介護保険法 第百十五条の二十二条(抄)

市町村長は、第五十八条第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

地域包括支援センター運営協議会の協議内容 ※条例より

地域包括支援センターに関する

(1) 設置等に関する事項

(2) 運営及び評価に関する事項

(3) その他の地域包括ケアに関する事項

## ご提案(お願い)

介護予防支援サービスについては、地域包括支援センターの運営と関連性が非常に高いため、本協議会で居宅介護事業者からの新規指定についての状況等を報告をさせていただきたい。なお、地域包括支援センターの負担軽減のための制度改正である主旨を鑑み、他介護サービスとの指定頻度の整合性も考慮すると毎月指定を実施することが必要であるため、協議会開催前までの指定状況について報告し、今後の指定等についてご意見を伺う方法にて実施させていただきたい。(ただし、特に疑義のある事業者の指定については個別に諮問します)